

奈良県立畝傍高等学校同窓会金鷄会「金鷄会創設100周年記念事業実行委員会」規約

(名称)

第1条 本委員会は、金鷄会創設100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、所在地を奈良県立畝傍高等学校内に置く。

(目的および事業)

第2条 実行委員会は、金鷄会創設100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施することを目的とする。

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 記念式典・記念行事
- 2 金鷄会百年史の編纂と発刊
- 3 記念事業
- 4 募金事業
- 5 その他、目的達成のために必要な事業

(組織および役割)

第4条 実行委員会は、金鷄会の常任理事会の承認を得た者をもって組織する。

第5条 実行委員会には次の役員をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 委員 若干名
- 3 事務局 若干名

第6条 実行委員会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 委員長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。
- 2 委員、事務局は、委員長の指示を受け、会務を運営する。

第7条 実行委員会は第3条の目的を達成するために、グループを設置し、それぞれ業務を分掌する。

- 1 行事式典グループ、記念行事・式典の企画、記念品選定など
- 2 記念誌編纂グループ、資料収集、編集構想、執筆・編集
- 3 記念事業グループ、同窓会館の点検・補修に関わること
- 4 募金活動グループ、募金企画、趣意書案内書発送など
- 5 総務広報グループ、会議開催・事業記録、広報啓発活動、その他

(会議の招集と運営)

第8条 実行委員会は、委員長が招集し、議事の運営は出席者の過半数をもって決する。

- 2 実行委員会は、各グループの連絡調整を行い、事業を推進する。
- 3 各グループは、各グループリーダーが招集し、運営にあたる。

(資金)

第9条 実行委員会の運営経費および第3条の各事業にかかる経費は募金、その他の収入を充てる。

(解散)

第10条 実行委員会は、第3条の目的達成をもって解散する。

- 2 解散時には会計および事業報告書を作成しなければならない。
- 3 解散時の残余財産は金鶏会が引き継ぐものとする。

(その他)

第11条 実行委員会におけるその他の必要事項は委員長が定めることができる。

(付則)

本規約は、令和3年3月21日より施行する。